

本制度の対象となる法人・実質的支配者①

対象となる法人

資本多数決法人である株式会社及び特例有限会社を対象とする。

※ 他の資本多数決法人（犯収規則第11条第2項参照）は対象外

対象となる実質的支配者該当事由

以下の①から④までの実質的支配者該当事由（犯収規則第11条第2項）のうち、**①及び②（同項第1号）**を対象とする。

本制度の対象

議決権の50%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

① 当該自然人
(当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。)

NO

議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

② 当該自然人
(当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。)

NO

出資，融資，取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有する自然人がいる

YES

③ 当該自然人（対象外）
(同項第2号)

NO

④ 法人を代表し，業務を執行する自然人（対象外）
(同項第4号)

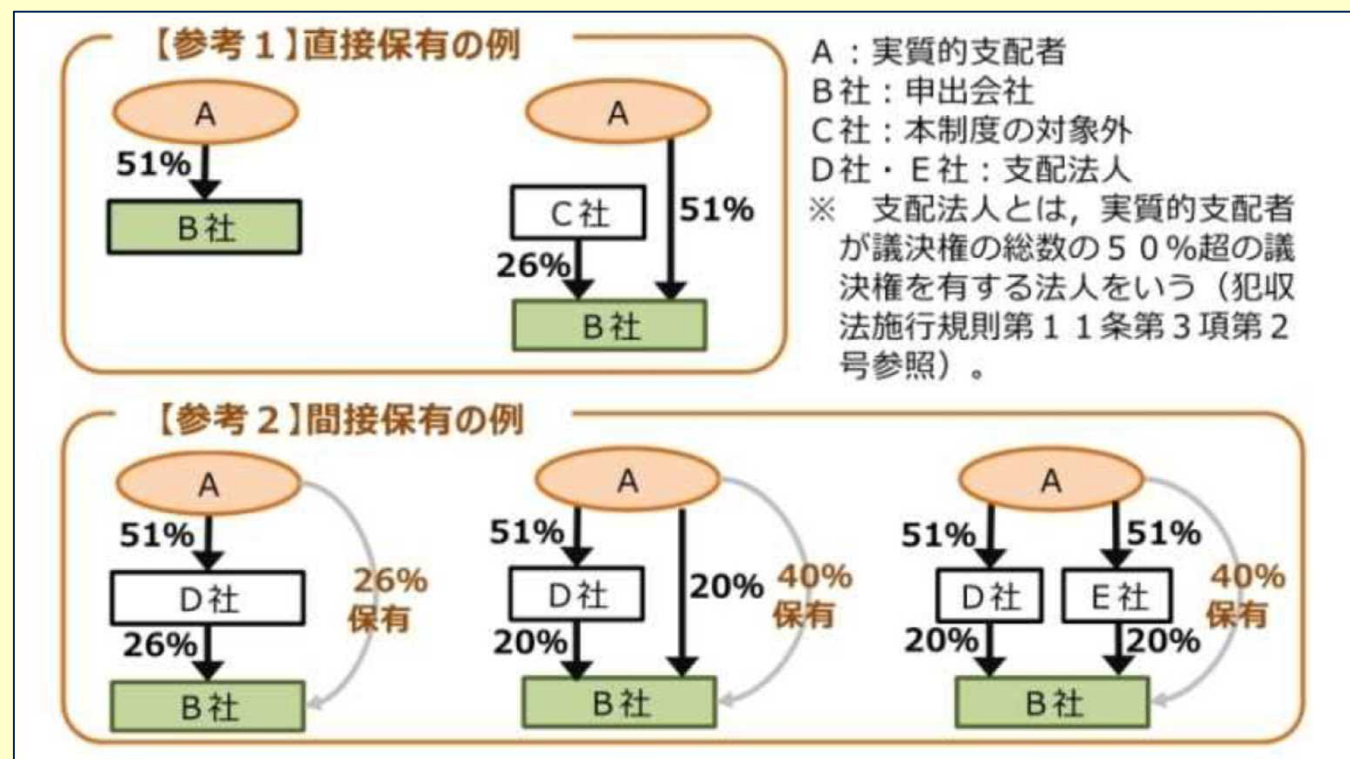
※ 持分会社（同項第3号）は本制度の対象としない。

※ 国，地方公共団体，上場会社等は，自然人とみなされる（同条第4項）。

本制度の対象となる実質的支配者②

【直接保有と間接保有】

- ◆ 直接保有・・・例えば、自然人 A が B 株式会社の議決権のある株式を自ら直接有していること
- ◆ 間接保有・・・例えば、自然人 A が B 株式会社の株主である D 株式会社（A が当会社の 50% を超える議決権を有していることが要件）を介して間接的に B 株式会社の議決権のある株式を有していること

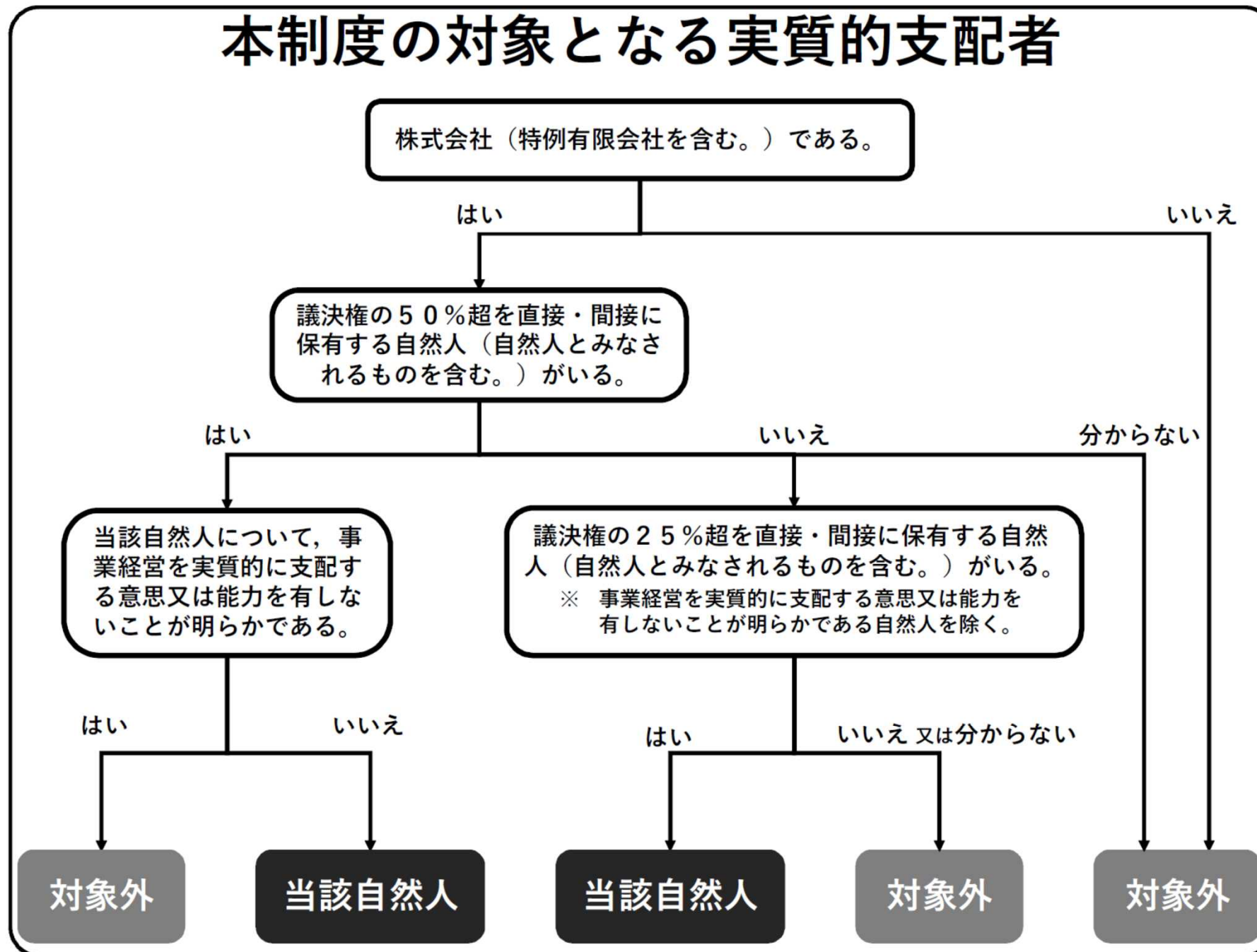


【「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」の例】

- ✓ 信託銀行が信託勘定を通じて 25% を超える議決権を有する場合
- ✓ 25% を超える議決権を有する者が病気等により事業経営を支配する意思を欠く場合
- ✓ 25% を超える議決権を有する者が名義上の保有者に過ぎず、他に出資金の拠出者等がいて当該議決権を有している者に議決権行使に係る決定権がない場合

※ 平成 27 年 9 月警察庁・共管各省庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集結果について』No.97 参照。

本制度の対象となる実質的支配者③



※ 申出会社の実質的支配者が誰か、また、実質的支配者が直接保有しているか
間接保有しているかは、申出会社が把握している事項ですので、商業登記所
(法務局) では分かりません。